



自然災害への家計の備えと 被災時に知っておきたい制度

東京都が5月25日に公表した首都直下地震の被害想定は、最大6148人の死者、負傷者9万3435人、建物全壊・焼失19万4431棟、避難者299万3713人と推計されました。また、マグニチュード7クラスの首都直下地震の発生確率は今後30年間で70%といわれます。

近年、毎年のようにどこかで水害が、また大小の規模はありますが地震も起きています。このような自然災害をなくすることはできませんが、被災したとき、どのようにすれば被害を抑え、復興できるかを、熊本地震と九州豪雨を体験し、相談を受けた立場からご紹介したいと思います。

自然災害により家計は どのような影響を受けるのか？

近年の自然災害は地震による災害と大雨による水害が多く、人の生命や身体に対する損害、家や家財など資産に対する損害、停電や断水などのライフラインに対する損

害が発生します。さらに工場や店舗が損害を受けた場合、休業や店舗閉鎖、廃業などにより従業員は失職したり、自営業の場合は廃業したりすることが考えられます。

その他、長期間の避難を余儀なくされる場合、家計の収入はそのままでも、移動や仮住まいの費用などで支出が増え、結果として収支がマイナスに陥りかねません。

自然災害に遭った時の 公的支援制度

災害後に最も役に立つのが公的支援です。ただし、災害対策の支援制度のほとんどで「罹災証明書」の提出が必要となります。罹災証明書の発行は、自然災害の場合は市区町村役場に、火災の場合は消防署に申請します。その後、被災者の申請により各市区町村が家屋などの被害の状況を調査して、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」など被害程度の認定を行います。

申請には、被害状況が分かる写真（スマ



浦田FP事務所所長
ファイナンシャルプランナー
浦田 幸助

【うらた・こうすけ】熊本県在住の特定の金融機関に所属しない中立のファイナンシャルプランナーとして、個別相談や一般向け、法人向けのセミナーなどで活動中。一級FP技能士、CFP®。

ホの画像でOK)または修理見積書等、印鑑が必要な場合が多いですが、本人確認書類だけで大丈夫な自治体もありますので、確認してください。被害状況が分かる写真として、「建物の全景」「建物の損壊部分」「建物の傾き」等、可能な限り被害状況を把握できる写真を複数枚用意しましょう【図表1】。

罹災証明等を行うにあたり、被害箇所の調査が行われるので、必ず修復する前に申請してください(修復をする場合は、必ず修復前の写真を撮っておきましょう)。申請前に修復してしまうと、罹災証明書が発行されない場合があるので、注意してください。

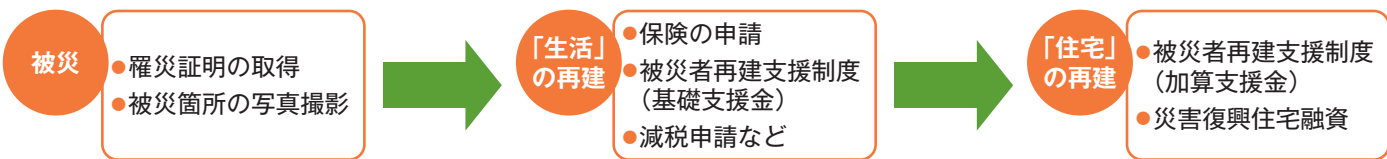
住宅が被災した場合、その再建に利用したい2つの制度が「被災者生活再建支援制度」と「災害復興住宅融資」です。

「被災者生活再建支援制度」は、自然災害が原因で、住宅に一定の被害を受けた場合、行政から支援金を受けることができるもので、「基礎支援金」と「加算支援金」の2種類があります。



>>> 住まいとライフプラン

【図表1】被災後の生活再建の手順例



被災

- 罹災証明の取得
- 被災箇所の写真撮影

「生活」の再建

- 保険の申請
- 被災者再建支援制度(基礎支援金)
- 減税申請など

「住宅」の再建

- 被災者再建支援制度(加算支援金)
- 災害復興住宅融資

住宅の被害程度に応じた「基礎支援金」は、住宅の罹災証明で認定された被害程度（全壊、大規模半壊、中規模半壊）を基準に支給され、解体世帯や長期避難世帯にも同様の額が支給されます。「加算支援金」は住宅の再建方法に応じて支給されます。

例えば家が全壊した場合、基礎支援金として100万円支給され、同じ人が家を新築する際は加算支援金として200万円がさらに支給されます。申請窓口は市区町村で、基礎支援金は罹災証明書や住民票など、加算支援金は契約書の写しが必要です。

「災害復興住宅融資」（窓口は住宅金融支援機構）は、災害で住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊または半壊した旨の「罹災証明書」を交付されている人が利用できる住宅復旧のための融資です。住宅の再建の例を挙げると、土地を取得する場合は3700万円、土地の取得をしないう場合は2700万円まで融資を受けることができます。

被災した住宅が住宅ローンの返済中の場合

住宅が被害を受け、住めなくなったとしても、住宅ローンの返済はなくなりません。支払いが厳しい場合には、金融機関に相談しましょう。当面の間、元金の据え置き利息だけ払う、返済の据え置き、返済期間の延長、返済額の引下げなど、返済方法の見直しに応じてくれることがあります。

どうしても返済が難しい場合は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を使うことも考えられます。これは震災等で借金(住宅ローンや事業性ローン等)の返済が困難になった人や、近い将来に返済できなくなると見込まれる人が、法的破産手続きによらずに、債権者と債務者の合意に基づき、債務整理を行う際の準則として取りまとめられたものです。「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」には、次のようなメリットがあります。

- ① 国の補助により、弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができます。
- ② 被災状況や生活状況によりですが、財産の一部を、借金(ローン)の支払いに充てずに、手元に残すことができます。
- ③ 破産等の手続きとは異なり、債務整理をしたことは個人情報として登録されないため、その後の新たな借入れに影響が及びません。

その他、自治体によっては、住宅ローンを抱えている被災者が、被災後に住宅の新築・購入、補修、宅地購入等を行うに当たり新たに借入れを行った場合、被災した住宅の住宅ローン残高の利子相当額を補助する制度もあります。

自然災害に対し、家計はどのような備えができるのか

自然災害に対する家計の備えで、まず必

要なことは、当面のお金の準備です。基本生活費(食費や水道光熱費、衣服代等)の6ヶ月分をいつでも使えるように準備しておきましょう。

その際、一部は現金で手元に持つておきましょう。というのも、停電が続くと、クレジットカードや電子マネーが利用できず、レジも使えない可能性があるからです。また、紙幣の場合破損する可能性がありますので、100円玉や500円玉など硬貨で1万円程度防災グッズに入れておくとうまいでしょう。

通帳やクレジットカード、印鑑などを紛失した場合ですが、本人確認さえできれば一定金額まで預金の引き出しに応じてくれるはず。東日本大震災や熊本地震のときも、多くの金融機関が10万円まで引き出しに応じていました。逆に本人確認書類が無ければ少し面倒になります。通帳やクレジットカードの再発行では本人確認が必要だからです。運転免許証や健康保険証、マイナンバーカードなどを常に携帯しておき、紛失しないようにすることが重要です。

預金以外の財産は自宅に保有していることを考えると、住まいの安全対策も重要になります。まずは「災害に強い土地」を選びましょう。チェックポイントは「対象地が周りの土地より低い位置にないか」、逆に「対象地が周りの土地より高く、擁壁がある場合、そこにひびが入っていないか」などです。対象地のある自治体が作成してい

